

# 宿 泊 約 款

Provisions Governing Accommodation Agreements

水上高原ホテル 200

## (適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4.第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 群馬県旅館業条例第16条の規定する場合に該当するとき。

#### (宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の18：00（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### (当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれが

あると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

(イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

(ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

(ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 群馬県旅館業条例第16条の規定する場合に該当するとき。

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15：00から翌朝11：00までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過3時間までは、室料相当額の30%

(2) 超過6時間までは、室料相当額の50%

(3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

3.前項の室料相当額は、基本料金の70%とします。

#### (利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット・各所の掲示・客室内の館内ご案内等でご案内いたします。

(1) フロントのサービス時間：24時間

(イ) 門限24時

(2) 飲食等（施設）サービス時間：

(イ) 朝食 7：30～9：00

(ロ) 昼食 11：30～13：30

(ハ) 夕食 18：00～19：30

(ニ) その他の飲食等

(3) 付帯サービス施設時間 9：00～17：00

2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2.当ホテルは、消防機関から防火・防災基準点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったもの（客室内のセーフティーボックスを利用した物を含む）について、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条項2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、駐車場での宿泊客の安全確保の責任及び車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2. 禁煙室での喫煙が判明した際は、特別清掃費に加え客室売り止め費用を請求させていただきます。

**別表第1** 宿泊料金等の内訳

(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料金（室料+朝・夕食料金）
	追加料金	② 飲食料金（①に含まれるものを除く） ③ その他の利用料金
	税金	イ・消費税 ロ・入湯税

備考 1. 基本宿泊料は別途に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%をいただきます。尚、1室2名以上大人のいる場合、寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料をいただきます。

**別表第2** 違約金（第6条第2項関係）

契約申込人数  契約解除の 通知を受けた日	通常期			※催事期間
	一般	団 体		
	14名まで	15名～ 99名まで	100名以上	
不 泊	100%	100%	100%	100%
当 日	100%	100%	100%	100%
前 日	50%	50%	80%	80%
2～3日前	30%	30%	50%	50%
4～9日前	—	10%	20%	50%
10～14日前	—	—	10%	50%
15～20日前	—	—	10%	30%
21～30日前	—	—	—	30%

(注) 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。
4. 「※催事期間」の対象日は、当ホテルの近隣地域に於いて大規模な催事（New Acoustic Camp・その他の各種イベント等）が開催される場合に適用となります。催事期間での違約金を指定する場合は、当該機関を当ホテルのホームページに掲出するものとします。

平成29年4月1日

# ご利用規則

Hotel Regulations

## 水上高原ホテル200

1. お部屋におはいりになりましたら、非常口をご確認になり、宿泊約款、および館内外のご案内を必ずお読みください。なお、この利用規則は宿泊約款に基づき定めてございますのでご協力をお願い申し上げます。
2. ご滞在中の現金、貴重品の保管にはフロントにお預けいただくようお願いいたします。上記手続きをおとりにらずに現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害（客室のセイフティボックス利用の場合も含む）については、お客さまの責任となりますことをご了承ください。なお、美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。
3. 当ホテル敷地内および館内に下記のようなものをお持ち込みにならないでください。万一お持ち込みの場合は、ご宿泊をお断りすることがございます。
  - (1) 動物・鳥類などのペット類
  - (2) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
  - (3) 適法に所持を許可されていない銃砲・刀剣類
4. 当ホテル敷地内および館内での下記の事柄につきましては、当ホテルは一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。
  - (1) 敷地内（駐車場を含む）での事故および盗難
  - (2) お客さま同士の事故
5. 当ホテル敷地内および館内での故意または、お客さまの不注意により、建物、備品などに損害を与えた場合は、お客さまに責任をおとりいただくこととなりますので、十分ご注意ください。
6. 当ホテル敷地内および客室内での暖房用、炊事用などの火器とアイロン等のお持ち込み、ご使用はかたくお断りいたします。
7. 火災事故はほかのお客さまにも多大な迷惑をかけますのでベッド内での喫煙はもちろん全館・全施設において、喫煙場所以外での喫煙はかたくお断りいたします。
8. 緊急時に備え、おからだの不自由なお客さまがご宿泊される場合は事前にフロントへご連絡ください。なお、低い階でのご宿泊およびお付き添いの方のご同宿をお願いしております。またすでに高い階

にご宿泊中でも低い階へお部屋替えできますのでフロントにご相談ください。

9. 当ホテル敷地内および館内で、商業目的や他のお客さまにご迷惑をかけるような写真撮影、ビデオ撮影はかたくお断りいたします。
10. テレビの裏側は大変危険ですのでさわらないでください。もし故障の場合にはフロントにご連絡ください。
11. ほかのお客さまのご迷惑になる過度の飲酒はかたくお断りいたします。
12. 当ホテル外からの飲食物などのご注文およびお持ち込みはお断りいたします。
13. スリッパ、浴衣でのレストラン藤原のご利用はお断りいたします。
14. 客室内でのご面会をご遠慮ください。ご訪問者とのご面会はロビーをご利用ください。
15. お部屋に幼児だけを残しておでかけはご遠慮ください。
16. お車でのお越しのお客さまは、駐車の際には必ず専用駐車場をご利用ください。侵入道路および玄関前の駐車はご遠慮ください。
17. 危険標示のある場所や立入り禁止区域には入らないでください。またゴルフコース内および練習場はゴルフボールによる思わぬ危険がありますので立入らないでください。とくにお子さまには十分お気をつけください。
18. 当ホテル内では水着での歩行はかたくお断りいたします。
19. 高原では夏を中心に雷による被害がおこる場合がございますので、雷鳴が聞こえましたら、お早めに近くの建物内に避難してください。
20. お子さまが散策やプールその他の施設等でお遊びになる際には、必ず保護者のご同伴をお願いいたします。
21. 客室に備えつけのタオル類を、プール（夏期のみ）などに、お持ち出しになることは、かたくお断りいたします。
22. 館内および館外でのスキーの立掛けおよびスキー靴の放置などによる盗難につきましては、一切責任を負いませんので管理には十分ご注意ください。
23. 定められた場所以外でのスキー靴での歩行はお断りいたします。とくにエレベーターおよび客室内（廊下も含む）の歩行はかたくお断りいたします。
24. スキー場内におきましては定められた標示案内にそって滑走されるようお願いいたします。
25. 悪天候のときは、危険防止のため特にお子さまのスキー滑走はご遠慮ください。やむをえず滑走される場合は、必ず保護者のご同伴をお願いいたします。